

千葉県報

定例
令和7年2月25日

主要目次

道路区域の変更	一
都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（三件）	一
千葉県収入証紙売りさばきの廃止	二
地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく徴収事務の委託	二
選挙管理委員会告示	二
公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	二
公告	三
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	三
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（十三件）	四
都市計画特別用途地区の関係図書の縦覧	九
一般競争入札（保留地の処分）の実施	九

告

示

千葉県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年二月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 夷隅瑞沢線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
長生郡睦沢町 大上字柿ノ谷	前	一二・七五メートルから 一四・〇七メートルまで	一一・一五メートル
一、六一八番 地先から一、	後	一二・七五メートルから 四九・二八メートルまで	一一・一五メートル

六一八番地先
まで

千葉県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年二月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称 千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画下水道事業千葉市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和十一年十二月二十三日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年二月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称 千葉市

二 都市計画事業の種類及び名称

千葉都市計画下水道事業千葉市第二号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年十二月二十五日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、千葉都市計画

事株式会社介護付有料老人ホームアビタシオン木更津一番館の項の次に次のように加える。		社会福祉法人千葉育美会特別養護老人ホーム波岡の家（従来型）	木更津市畑沢南三丁目一六番七六号
社会福祉法人千葉育美会特別養護老人ホーム波岡の家（ユニット型）		木更津市畑沢南三丁目一六番七六号	
別表第二シニア町内会NARRITA公津の杜の項の次に次のように加える。		株式会社さわやか倶楽部特定有料老人ホームさわやか成田館	成田市並木町一四二番地二八
社会福祉法人大裕会特別養護老人ホームひだまりの杜（従来型）		成田市不動ヶ岡二、〇一二番地三	
社会福祉法人大裕会特別養護老人ホームひだまりの杜（ユニット型）		成田市不動ヶ岡二、〇一二番地三	
別表第二特別養護老人ホーム東総園の項を削り、同表社会福祉法人江戸川豊生会特別養護老人ホームかがやきの郷福楽園（ユニット型）の項の次に次のように加える。		SOMPOKEA株式会社そんぼの家津田沼	習志野市藤崎四丁目一〇番一八号
別表第二あいらの杜新鎌ヶ谷の項の次に次のように加える。		社会福祉法人草加福祉会特別養護老人ホームアウル鎌ヶ谷ネクスト	鎌ヶ谷市佐津間六一六番地三
別表第二社会福祉法人あたご会天羽養護老人ホームの項の次に次のように加える。		医療法人社団俊真会わたしたちの生きる証	富津市長崎字熊ノ下二七四番地
附則			
この告示は、公示の日から施行する。			
公 告		大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日	
千葉県知事 熊谷 俊人			
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課			

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フーズマーケットセクション花野井店
柏市花野井字中花崎七三七番八
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
合同会社真成 代表社員 長本眞
柏市十余二 四〇五番地
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社セレクション 代表取締役 山崎洋介
市川市湊新田一丁目六番八号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年十月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、一二三平方メートル
- 5 駐車場の収容台数
四三台
- 6 駐車場の収容台数
三二台
- 7 荷さばき施設の面積
六三平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
八立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前八時、閉店時刻は午前零時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から翌午前零時三十分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
令和七年一月三十一日

第14018号			千	葉	県	報	令和7年2月25日（火曜日）		
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工業振興課	二 届出年月日 令和六年一月九日	一 届出の概要	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日						
			千葉県知事 熊谷 俊 人						
			1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友行徳店 市川市行徳駅前一丁目一九番地一ほか						
			2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか 市川市行徳駅前一丁目一四番一―五〇五号ほか						
			3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所 市川市行徳駅前一丁目一四番一―五〇五号ほか						
			4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 市川市行徳駅前一丁目一四番一―五〇五号ほか						
			5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか						
			6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号ほか						
			7 変更年月日 （一）大規模小売店舗を設置する者の住所 令和五年五月八日 （二）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成二十四年十月二十九日及び令和五年五月八日						
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工業振興課	二 届出年月日 令和六年一月九日	一 届出の概要	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日						
			千葉県知事 熊谷 俊 人						
			1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友新浜店 市川市行徳駅前四丁目一二番地一						
			2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 青山重次ほか 市川市湊一番一―号						
			3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都北区赤羽二丁目一番一号						
			4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号						
			5 変更年月日 令和五年五月八日						
			二 届出年月日 令和六年一月九日						
			三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工業振興課						

千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日	
一 届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友本八幡店	
2 市川市南八幡三丁目二〇七番地一ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 内田建物株式会社 代表取締役 内田肇	
3 市川市新田五丁目六番一〇号 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか	
4 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか	
5 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号ほか 変更年月日 令和五年五月八日	
二 届出年月日 令和六年一月九日	
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工業振興課	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日	
一 届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友新北習志野店 船橋市習志野台一丁目一、〇〇六番地一ほか	
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 荒井慶太郎ほか 船橋市習志野台一丁目三四番一五号ほか	
3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか	
4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号ほか	
5 変更年月日 令和五年五月八日	
二 届出年月日 令和六年一月九日	
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日	
一 届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友北習志野店	
2 船橋市習志野台二丁目四九番地三ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社旭川島屋 代表取締役 島影昭一郎	
3 千葉県若葉区みつわ台三丁目一四番二三号 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫	
4 東京都北区赤羽二丁目一番一号 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	

第 1 4 0 1 8 号			千 葉 県	報	令和 7 年 2 月 25 日（火曜日）		
三 縦覧場所	二 届出年月日 令和六年一月九日	5 変更年月日 令和五年五月八日	4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号 変更年月日 令和五年五月八日	3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都北区赤羽二丁目一番一号	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 根本英紀 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号	1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友下総中山店 船橋市本中山二丁目一七番二七号	株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号 変更年月日 令和五年五月八日
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日
							千葉県知事 熊谷 俊人
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日
							千葉県知事 熊谷 俊人
三 縦覧場所	二 届出年月日 令和六年一月九日	5 変更年月日 令和五年五月八日	4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号 変更年月日 令和五年五月八日	3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫 東京都北区赤羽二丁目一番一号	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 根本英紀 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号	1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友下総中山店 船橋市本中山二丁目一七番二七号	千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日
							千葉県知事 熊谷 俊人
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日
							千葉県知事 熊谷 俊人
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日

七

八

3	変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか
4	変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号ほか
5	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか
6	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一二番一〇号ほか
7	変更年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和五年五月八日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年五月八日ほか
二	届出年月日 令和六年二月八日
三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十五日から六月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十五日	
千葉県知事 熊谷 俊 人	
一 届出の概要	
1	大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ千葉ニュータウン西 白井市桜台一丁目一番一ほか
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

変更年月日

令和五年四月一日

届出年月日

令和六年一月二十四日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課

都市計画特別用途地区の関係図書の縦覧

令和七年二月二十五日千葉市の変更に係る千葉都市計画特別用途地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一般競争入札（保留地の処分）の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則（平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。）第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。

令和七年二月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 処分する保留地

物件 番号	所 在	面 積	最低売却価格
1	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地地区画整理事業区 域内一七街区二三画地）	一、一五〇・ 〇四㎡	八三、二六二、九〇〇円
2	木更津市（木更津都市計画事業 金田西特定土地地区画整理事業区 域内四六街区一画地）	七七七・四八 ㎡	五三、七二三、九〇〇円

第14018号			千葉県		報		令和7年2月25日（火曜日）	
三 契 約 条 項 及 び 分 譲 案 内 書 を 示 す 場 所 並 び に 問 合 せ 先 木 更 津 市 潮 見 七 丁 目 三 番 地 九 千 葉 県 木 更 津 区 画 整 理 事 務 所 電 話 〇 四 三 八 （ 三 七 ） 六 六 一 四	4 全 て の 都 道 府 県 税 並 び に 法 人 税 又 は 所 得 税 並 び に 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 を 滞 納 し て い な い 者 で あ る こ と。 三 契 約 条 項 及 び 分 譲 案 内 書 を 示 す 場 所 並 び に 問 合 せ 先 木 更 津 市 潮 見 七 丁 目 三 番 地 九 千 葉 県 木 更 津 区 画 整 理 事 務 所 電 話 〇 四 三 八 （ 三 七 ） 六 六 一 四	3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。 3 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 二 号 に 規 定 す る 暴 力 団 又 は 同 条 第 六 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 と 密 接 な 関 係 を 有 す る 者 に 該 当 し な						

八 本人又は代理人が持参して行うものとする。
その他

- 1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。
- 2 その他 詳細は、分譲案内書による。

購読料
本号
一部

三六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八